

No.9 2002年3月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第9回淀川部会の内容……………P.1
- 第9回淀川部会の説明資料より抜粋……………P.8
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.10
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成13年11月26日(月)、第9回淀川部会が行われました。



【チサンホテル新大阪】

第9回淀川部会 委員リスト

2001.11.26現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 京都水と緑をまもる連絡会 共同代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	横村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榎屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	京都大学大学院理学研究科 教授	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授、 京都大学生態学研究センター教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

委員会委員長

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	芦田 和男	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	委員会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第9回淀川部会の内容

17名の委員が出席し、審議が行われました。中間とりまとめに向けた今後の検討の流れについて説明がなされた後、検討課題および一般からの意見聴取について、意見交換が行われました。

第9回淀川部会(2001.11.26開催)速報

2002年2月26日現在

- 今後の委員会、部会の流れについて
 - ・部会長代理より、今後の委員会、部会の流れについての説明があった。(資料1参照)
 - ・1月中旬に淀川部会として一般からの意見を聴取し、その意見を踏まえて、全体的な視点、個別の項目等について議論を行い、3月末を目処に取りまとめていきたい。そして、3月30日の委員会で最終的な意見を取りまとめ、河川整備計画に対する流域委員会の意見として提出する予定である。
- 検討課題に関する議論
 - 今回の議論の進め方について
 - ・部会長代理より、今回の議論の進め方について、以下の話があった。
 - ・抽象的な話ではなく、具体的なテーマについて意見を出し合うことでいくつかの共通の問題点が浮かび上がってくると考えるので、今回は、前回のように全員が順番に意見を述べるのではなく、例えば資料2-1のような具体的な問題について討議願いたい。
 - 委員からの意見
 - ・河川の問題では、2つ不合理な点が出てきている。1つは西洋科学の進展による不合理の増大であり、もう1つは市場経済重視による不合理の増大である。この不合理さをなくすため、自然と西洋科学をいかに適合させるのかを考えなければならない。
 - ・河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が追加されたのも、こういった不合理さが顕著になってきたからであり、いかに安定した河川環境を継続できるのかということが重要である。そのためには、総合的、複合的、横断的な視点から河川環境を見直す必要がある。昨今、グローバル化、国際化と言われるが、グローバルとローカルの両方が大事で、今後は足元の自然破壊を見直すことが今後は大事ではないか。
 - ・このような委員会を進めるにあたっては、委員や関係者だけではなく、広く流域住民に納得してもらい、実感や満足感を行き渡らせることが重要である。
 - ・河川には多くの異物(産業廃棄物、土砂、野焼きの灰等)が入り河川の改変が行われているが、このような実情に対してこれまでの河川管理者には、川を守ると本質的な心、熱意が欠けていたと感じられる。これまでは、川からいかに水を溢れさせないかという観点ばかりが重視されていたが、今後は川の立場になって考えるという熱意、いかに川に汚染物を入れないかという視点を持たなければならない。
 - ・前回部会における山岸委員の「環境にも、治水・利水と同様に目標を設定すべきである」という意見に同感である。
 - ・前回部会で山岸委員から、淀川本川の河床、それに伴う木津川の河床低下により中洲が樹林化し本来山の鳥であるウグイスが河川に入って来たという興味深い説明があった。これに関し、河床低下と樹林の生育との関係、木津川と淀川本川の河床低下の原因について確認した

- い。
- ・河川管理者のいう、「したたかな地域整備」「浸水に対してしたたかに過ごす」ということについてさらに説明願いたい。
- ・明治以来これまで、河道を固定化し水をできるだけ溢れさせないことを目指して河川の整備を行ってきた。しかし、その過程で、実体は土の壁に過ぎない堤防を支えとしてその周りに多くの集積が進み、大きな洪水に対して街が大変もろくなっている現状を大きな問題と考えている。洪水に対する「したたかな地域整備」とは、大洪水に対して破壊的、壊滅的な状況にならないようにすること、ある程度の氾濫を前提にして、その氾濫に対して街づくり、土地利用、地域の体制等で対処すること、と考えている。(河川管理者)
- ・淀川本川の河床低下の原因は、治水対策として、河道の流量を増やすため、昭和50年から平成10年の間、河床の土砂採取を行ったためである。(河川管理者)
- ・このことにより、低水路でほとんどの流量を流すこととなり、高水敷と低水路部が完全に分離され、中洲等が冠水しなくなった。その結果、砂河川であったところに樹林が成育し、ウグイス等の山鳥が生息し始めたと考えられる。(河川管理者)
- ・砂防工事や天ヶ瀬ダム、川上ダム等による土砂の流出減少も、河床低下の原因に加えるべきである。
- ・委員会及び琵琶湖部会委員である江頭委員が論文の中で、土砂供給の減少と下流の粒径の粗大化を指摘されているように、砂防工事、ダム建設も河床低下の原因の一つと考えられるので、訂正して追加したい。(河川管理者)
- ・砂防ダムには当初土砂が堆積するが、その後は中小洪水によって上流からの土砂を下流に流し、下流にとって害のない程度の土砂量を供給する役割を果たしていることを理解いただきたい。また、クローズドダムでは水流分断により生態系が乱れるため、現在はオープンダム化が進められている。
- ・河川の中に樹林が成長したのは、河床低下により中洲が冠水しなくなったことに加えて、高水敷に水が浸からなくなったことも原因である。これにより例えば、八幡市にある桂川と淀川との導流堤ではセイタカヨシの群落が消滅し、代わりにニワウルシという樹木が生育している。樹林の成長抑制には、若草山の山焼きと同様、高水敷を水が洗うことが必要である。
- ・一方で、多自然型と呼ばれる低水護岸の整備が進められているが、これに対しては、生き物に与える効果が明確になっていないため、生物の専門家による川の評価が必要である。
- ・これまでは、洪水をスムーズに下流に流すことを主眼として排水路的な構造にしてきたため、一度も水をかぶらない高水敷の面積が急増し、河原の植物の減少につながった。そこで河川管理者として、今後の河川整備にあたっては、横断的な不連続・分断を修復し、連続的にすることを提案した。(河川管理者)
- ・河川管理者が水位管理により高水敷に水が乗らないように水位管理しているのではとの発言があったが、洪水の際に人為的に水位をコントロールすることはできない。洪水が起こった場合、低水路を掘り下げる以前であれば、高水敷まで水があふれていたが、低水路を掘削後は、高水敷に水が乗りにくくなった。(河川管理者)
- ・このまま具体論について部会で討議をするのか、理念をもう少し議論するのか、整理をする必要がある。
- ・理念と具体の双方を同時に進めていく必要がある。
- ・住民が自分たちの街の河川がどのような状況になっているのかということ把握し、お互いに啓発しながら河川整備を考えていかなければならない。
- ・年に何度か高水敷に水が乗ることが、高水敷や生態系のために必要だということを、住民に周知しなければ、いたづらに恐怖を招くだけなので、住民の側に部会で議論されている情報を積極的に伝えていきたい。
- ・住民は一面の芝生についてはきれいと言うが、ヨシを見てもきれいとは言わない。しかし、芝生があってもかまわないから、水際のところだけは大事にして、住民が気付かないうちに水辺の自然ができあがるような整備が必要である。
- ・自然の要因をどのように河川整備計画に取り入れるのか、人が河川に対してどのような考

- えを抱いているのかを考えなければならない。世の中に、自然を大事にする人たちが増加するということは大事なことである。
- ・議論だけで終わらず、流域委員会でおのこの施策についての是非が言えるように、もっと具体的に検討すべきテーマを選定して検討を進めるべきである。その際、河川整備に関する実験や試行も考えてみるべきである。
- ・河川のもつ多様性を考えた場合、河川管理者の権限と能力には限度があり、河川管理者に期待すべきことと期待すべきではないことを明確にするような議論も必要である。
- ・この流域委員会では、まず初めに河川管理者が原案を作成し、それに対して委員会が意見を述べ、一部修正後成案にするという形式はとらない。まず委員会の側が、21世紀の河川整備のあり方について、基本的な考え方、理念、河川整備計画の柱を議論して河川管理者に示す。そして、それを受けて河川管理者が河川整備計画の原案を作成する。さらに、その原案に対して、本委員会の考え方が十分反映されているかどうかという視点から、継続してより具体的な議論をし、最終的によりよい河川整備計画を策定させることが委員会の役目である。河川整備計画の完成を秋頃に想定しているので、このようなタイムスケジュールを、念頭に置いて議論をして頂きたい。(部会長)
- ・様々なテーマについての議論をしなければ、いろいろな矛盾が出てくる。また、どのような矛盾があるのかを具体的に知ることなしには、理念は理解できない。例えば、先日白川の現地調査を実施した時に、地域住民の方たちがいろいろな考えを持っている事がわかった。この白川の話は、次回にでも説明させていただきたい。
- ・前回の部会で河川管理者より提出された「河川整備の基本的な考え方」は、大筋が自分の意図と合致しており、よいと思っている。しかし、その実現のための費用が明確ではないため、我々が意見を述べていく上での参考として、河川管理者は重要な要因であるコストに関する情報を知らせてほしい。
- ・来年4月中に流域委員会から示される今後の河川整備計画案の方向性を踏まえて、コストを提出する予定である。コストは重要だが、現在検討している河川整備計画の基本的な方向性は、金額が高いから止めるべきものなのかを問いたい。基本的な方向性はそのような費用対効果の考えになじまないものではないか。(河川管理者)
- ・河川整備計画を策定するうえでは費用対効果は大きな柱ではないと思うが、具体的な施策を検討する際には費用対効果を考慮する必要があるのではないか。
- ・河川整備は税金を使った公共土木事業であるから、費用対効果の考え方は重要である。しかし、お金に反映できない芸術性等の心の問題とどう折り合いをつけていくかが非常に重要である。
- ・今後の河川整備計画は心の問題も含めて幅広く多面的な視点から考える必要があるが、現在の河川管理者は土木工学の専門家で構成されているため、ミスマッチが生じているのではないか。
- ・淀川の自然を守るための一つの方策として、淀川を河口まで国立公園にすることを提案する。そして、今後は、国、府県、市が河川整備、河川管理の面でより連携してゆくことが必要である。また、防災センターを設立し、救急隊、消防隊と同じように24時間体制で、河川の防災を行うシステムを構築することが大事ではないか。
- ・自然には幅と深さがあり、これを知るためにより多くの方が実際に川の中に入り、本当の川や自然を知ってほしい。
- ・川といえばやはり水であり、様々な生物が棲んでいれば川の水はきれいになる。人間も飲料水として川の水を飲んでいる。そういう原点に戻ってみれば、治水、利水のうち、利水の方を優先するべきである。そして利水の次に、淀川のような都市河川では治水が大事である。
- ・利水を優先して考えていけば、その中で自然や川の環境についても考えていくことになるだろうから、特別「環境」という言葉を持ち出す必要はない。
- ・本来きれいな水を川に取り戻すためには、川によって自然を作らせて川のなすがままに任せるといった理念が必要である。
- ・高水敷については取り払えというのではなく、少し切り下げて緩斜面をつけることで、浅い水辺、水際を再生し、魚たちが産卵し小さい時期を過ごすことが出来るようにする

べきである。

- ・深さが均等で瀬や淵のない川に生物は棲まない。それは川でなく水路のようなものである。今後は生物が棲める瀬と淵のある川が必要である。そのためには、漁業、河川管理、上流の林業、埋め立て、都市計画等、河川に関する行政の縦割りの弊害を解消する必要がある。
- ・これまでの河川管理は洪水期に水を封じ込めることを最大目標にしたため、川がただの排水路、放水路になってしまい、人とのかわりを断絶してしまった。今後は、洪水期という異常事態を想定した河川管理のあり方を根本的に変えなくてはならない。(部会長)
- ・しかし、淀川は上流部でもその周囲には既に多くの人々が住んでおり、被害ポテンシャルは大変大きくなってきているため、環境についてだけではなく、自然回帰と災害や濁水の視点とのバランスについて、もっと議論を広げる必要がある。(部会長)
 - ・先ほど芝生があってもいいと発言したが、真意を補足説明したい。ヨシ原は人が作るものではなく、川の水が作るものである。鵜殿のような人工的な手法でヨシ原を呼び戻すことはできないが、冠水頻度が上がれば、川の水によって自然に芝生がヨシに取ってかわるということを知った。
- ・最近、国土交通省に淀川水系に落差工、魚道の設置をお願いしたら、すぐに対応してくれ、今年その魚道にたくさんのアユが遡上した。これからも、国土交通省にできることから意見や要望を出していきたい。
- ・同感する議論が多いが、生き物を大切にしたい川づくりと安心して近づける川づくりのバランスをどう図るのかという点についてもさらに議論したい。また、河川管理者の洪水に対する考え方も180度変わって来ているので、洪水の問題、安全性の問題についても突っ込んで議論したい。

3. 一般からの意見聴取に関する意見交換

- ・淀川部会として、一般からの意見を聴取する機会を1月中旬に設ける予定である。その目的は、一般からの意見の検討結果を部会での議論に反映させ、議論を深めることにある。そのためにまず、できるだけたくさんの人に呼びかけて意見を募集し、その中から数名を選んで部会に招き、1人約10分程度で意見を伺おうと考えている。意見を募集する際にはあらかじめテーマを設定し、事前に周知したうえで意見を頂こうと思っている。テーマは、現在の河川の問題点と具体的な方策や、治水、利水の問題点といった具体的なものを設定する。なお、参加者については交通費等は自己負担、謝礼なしでどうかと考えている。(部会長代理)
- ・これまで自然保護団体等いろいろな関係者から意見を聞く機会を積極的に持てなかったことを受け、運営会議にて一般からの意見聴取について話し合った結果、各部会の判断で各部会が独自に意見聴取を実施することに決まった。(部会長)
- ・21世紀の河川整備の柱となる施策への建設的な意見を一般から広く募り、その中から傾聴に値すると思われる方を選定し、委員の学習のために直接部会に招いて話を伺おうと考えている。また、委員や河川管理者による推薦も考えている。(部会長)
- ・住民団体から意見を聴く場合、開催場所によっては不公平が生ずるため、誰もが平等に参加できる開催場所を選定する必要がある。
- ・水上バイクやゲートボール、マウンテンバイクといったスポーツ団体は川を利用するという要望を強く持っており、これら川の視点から見れば善意とは言い難い団体については集めても有意義な議論にはなりにくく、個別にこちらから乗り込んででも話をすると考える。自然観察会を実施している団体や、川の今後について真剣に考えている一般の方々との意見を交わしたいと思っている。
- ・川を利用するスポーツ団体を部会としてどう捉えるべきなのか、意思統一しておきたい。
- ・一般からの意見聴取の方法については、無秩序に誰でも来てくださというやりかたというよりは、広く意見を募った上で、なるべくじかに委員が直接意見を聞き審議のために学習するという方向で、やり方を工夫していく必要がある。(部会長)
- ・水上バイクの乗り方は非常にまずいと思っていたが、個別の水上バイク愛好者とじかに話をしてみると、そういう遊び方しか出来ない人もいるというのも現実であり、善意以外の人を排除するのではなくそういう人も含めて意見を聞く必要があるのではないかと。

- ・若者には他の遊びを選択する余地もあるので、水を守るという本質から見た場合、このような遊びの行動には何らかの歯止め、条例等の仕組みを用意すべきではないか。
- ・意見を聴取する際にあらかじめテーマを設定しておくのであれば、一般からの意見聴取の会が無秩序な意見陳述の場となってしまうようなことがないと考えられる。
- ・「どんな意見でもいいよ」と一般から意見を汲み上げるという形ではなく、現状の矛盾や不合理にぶつかっている人から直接話を伺うほうが、実態を知ることができるのではないかと。また、実態をより深く理解するため、河川の周辺で起きている問題、例えばマンション問題や山林開発問題について話してくれる方を呼んでみてはどうか。
- ・大局的な観点からみれば、民主主義のルールとして、水上バイクなどの団体の主張も聴くべきである。逆に委員は、彼らを説得するくらいの気持ちで一般からの意見の聴取にのぞむ必要がある。
- ・自分の楽しみのために権利を主張する方々は、一般からの意見聴取の対象には加えないことが妥当と考える。
- ・自分の楽しみだけを主張する人がどういう感覚や考えで物を言っているのか、それを知ることでも大事である。
- ・一般からの意見聴取に参加しなかったからといって、その人達の意見はないということにはならない。この委員会では誰もシャットアウトせず、様々な意見が出てくるよう配慮して頂きたい。
- ・河川利用者と流域の住民は、時間や空間の規制や量的規制とお互いの紳士協定によって、棲み分ける必要がある。
- ・話し合いは必要であり説得することが重要であるから、水上バイク団体の話も聞いたうえで、水を汚してはいけない、川を利用して水を汚してほしくないと思わせたいと思う。
- ・川に対して悪い影響を与えるものとしてゴルフや不法耕作なども考えられるが、逆にぜひ来てほしい団体、例えば自然観察会を実施しているグループや近畿圏全域の川を見て歩いている団体などへの積極的な呼びかけが必要である。
- ・「住民」という言葉はどこまでをその範囲としているのか。行政、研究者、企業、報道は「住民」に含まれているのか。また、一般からの意見聴取の中で、行政が意見を言う機会はあるのか。(河川管理者)
- ・意見を募集する際には、どのエリアの河川かを指定することによって、意見の出方が大きく違って来る。その辺りを工夫するとよいのではないかと。(河川管理者)
- ・この流域委員会がその重要な責任を果たすためには、積極的に一般からの意見聴取を実施し、なるべく幅広い意見、特に建設的な意見を求めなくてはならない。(部会長)
- ・意見を募る対象に制限を加えるべきでないが、時間の制約上、テーマや人数を制限せざるを得ない。意見を述べるべきでなかった方には、文書で意見を頂ければいいのではないかと考えている。(部会長)
- ・橋の下に住んでいる方は、河川のことをよく知っている方が多いため、そういった方々を集めて、フォーラムを実施してみたいと考えている。
- ・この委員会の特徴はオープンな場での議論にあるので、1月中旬に一般からの意見の聴取を実施するならば、それまでに実際に集まった意見とその選定について、次回の部会で検討するのが望ましいのではないかと。(河川管理者)
- ・ゴルフ場や水上バイク業者のような権益を有している団体や、害毒を川に流している団体からも積極的に意見を聴取するのではあれば、そのための根回しやネゴシエーションが必要になるだろうから、今後のスケジュールが大きく変更する可能性があるのではないかと。
- ・既得権益を有している団体や害毒を流している団体から意見聴取するのは難しいのではないかと。彼らにしてみれば、まるで糾弾会に出るようなものだろう。
- ・河川敷に広がるゴルフ場は、将来の淀川について議論する際に一番の難問になると考えている。
- ・エンドユーザーだけでなく施設や器具を提供する側、不法占拠者等様々な立場の人間があり、様々な意見がある。これら「善意ではない人々」と、今後どのようにパートナーシップを築

いていくのかを考える必要がある。例えば、環境保護団体と水上バイクのメーカーやディーラーと議論してもらうことで、その第一歩にしてみてもどうか。

- ・限られた時間の中で意見聴取を行わなければならないとしても、その中で少しでも実態を知ることができれば、それでいいのではないか。
- ・一般からの意見の聴取結果は中間取りまとめに反映させる必要があるので、意見聴取は1月に実施する必要がある。しかし、この選定作業を12月17日の部会までに実施するのは時間的に無理であり、またその必要はない。1月の中旬に開催できるように広報し、意見を募り、集まった意見の要旨を委員に配ってその中から10～12名の方の意見を委員が選択して当日意見を出してもらうことで民主的に手続きが出来ると考えている。(部会長)
- ・発言したくないが委員から見たらどうしても意見を聞いておきたいゴルフ事業者、水道事業者、水防団等の団体についての推薦枠を広くとって頂きたい。庶務の方で意見聴取をお願いすべき団体を探していただきたい。
- ・民主的な手続きを考えると今のままではスケジュール的に厳しいので、1月、2月にもう一回部会か運営会議を開く等の配慮が必要である。
- ・スケジュール的に厳しいのであれば、今回は一般からの意見聴取は見送り、文書で意見を募集するというのも、ひとつの方法ではないか。
- ・文書による意見募集だけでは十分とは言えない。たとえ参加人数が少なくとも、問題意識を持った方々と直接話をすることが非常に大切である。もちろん、文書による意見募集も意見聴取と並行して実施すればいいと思う。

4.一般からの意見聴取会の開催日取りについて

- ・土曜日、日曜日は一般の方も忙しいため平日の夜18時以降の開催が望ましいという意見と、遠方から来る方の負担を考えると平日は除外すべきであるとの2通りの意見があった。
- ・結論としては、一般から多くの意見を汲むという姿勢を重視し、遠方からの参加に配慮してできるだけ平日は避けることとなった。
- ・開催場所については、上流域の方々も含めて流域各地の方が無理なく集まれる場所(京都等)にする必要がある。

5.次回以降の部会開催日について

- ・第11回部会(1月開催予定)については再度日程調整を行い決定する。
- ・第12回および第13回部会は、出席可能な委員が最も多い、2月5日(火)13:00～17:00、3月14日(木)15:00～19:00にそれぞれ決定した。

注1:速報は、会議の概要をできるだけ早くお伝えするものであり、随時修正される可能性があります。なお、議事内容の詳細につきましては議事録をご確認下さい。最新の速報及び確定した議事録はHPに掲載しております。

注2:委員名については、情報提供を行った委員のみ記載しています。



説明資料一覧

配布資料リスト

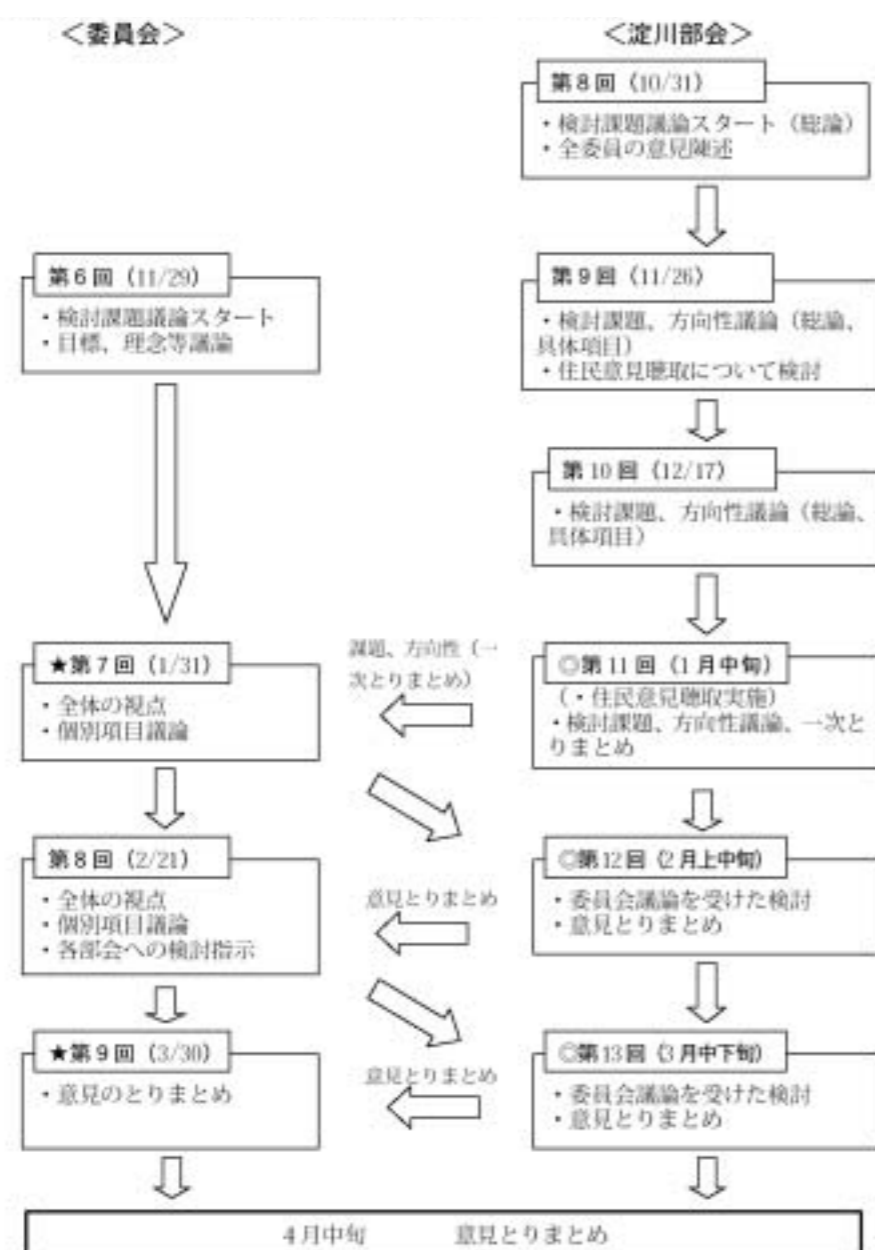
資料リスト		提供主体	ボリューム ()は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(1)	Y09-A
資料1	淀川部会における今後の議論の進め方イメージ(案)	庶務	A4(1)	Y09-B
資料2-1	検討課題についてのディスカッションペーパー	庶務	A4(1)	Y09-C
資料2-2	委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表	庶務	A3(5)	Y09-D
資料2-2補足	第6回琵琶湖部会(2001.11.1)資料3-3	庶務	A4	Y09-E
資料2-3	各委員・河川管理者の提案内容	庶務	A3(16) A4(2)	Y09-F
資料2-4	欠席委員からの意見(小竹委員)	委員	A4(3)	Y09-G
資料3	淀川部会における住民意見の聴取・反映方法の検討について(実施のイメージ案)	庶務	A4(1)	Y09-H
資料4	会議の運営に関するお知らせ(第5回運営会議より)	庶務	A4(1)	Y09-I
参考資料1	第8回淀川部会速報(暫定版)	庶務	A4(9)	Y09-J
参考資料2	委員および一般からの意見	庶務	A4(1)	Y09-K

注1:紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。また、確認のため資料請求Noを請求時に資料名とともにご記入下さい。

第9回淀川部会の説明資料より抜粋

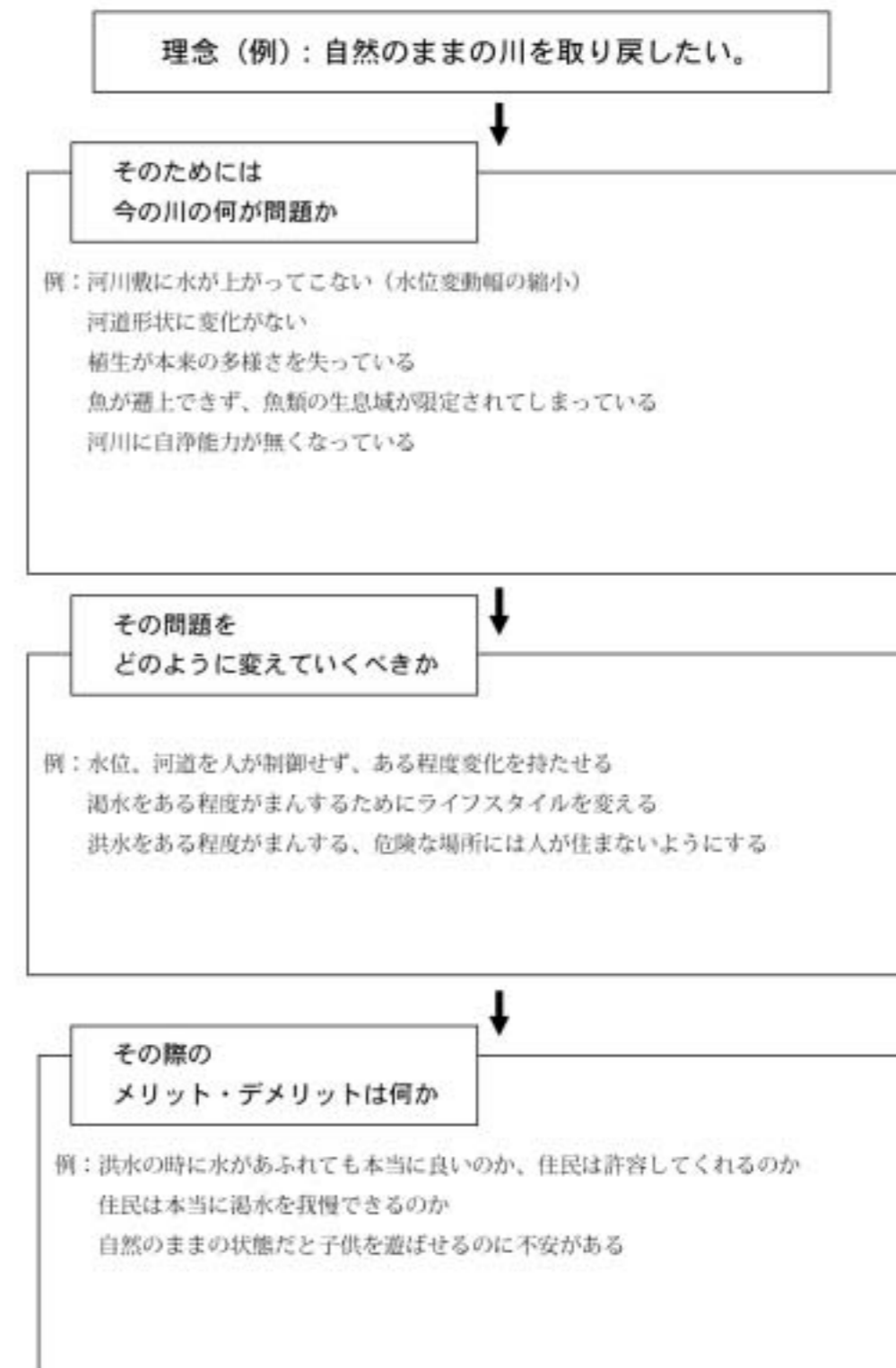
第9回淀川部会では、資料1を用いて、委員会および部会の今後の検討の流れが説明された後、資料2-1、2-2を用いて検討課題について意見交換が行われました。以下に、資料より主なものを抜粋して掲載しています。

資料1 淀川部会における今後の議論の進め方イメージ(案)



資料2-1「検討課題についてのディスカッションペーパー」

本資料は、本日の部会における議論のイメージを示したものです。



これまで開催された委員会および部会等について

第9回淀川部会(平成13年11月26日現在)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第1回委員会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回委員会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回委員会	平成13年9月21日(金)		第5回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
琵琶 湖 部 会	第1回琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第2回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
	第3回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
	第4回琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)	猪 名 川 部 会	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)
	第5回琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)		第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)
	第6回琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)		第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)
	第7回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)		第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)
		第5回 猪名川部会		平成13年10月9日(火)	
そ の 他			設 立 会	平成13年2月1日(木)	
			発 足 会	平成13年2月1日(木)	
			第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)	

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

団体・会社名 ()

ご住所 (〒)

TEL ()

E-Mail ()

お名前 ()

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名 ()

ご住所 (〒)

TEL ()

E-mail ()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.9

2002年3月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、柴崎

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。